

# 社会的養護の課題と将来像についての論点

## 1. 総論

- (1) 社会的養護の理念について
- (2) 要保護児童・要支援児童に対する施策の全体像

## 2. 各施設種別毎の課題と将来像

## 3. 共通事項の課題と将来像

- (1) 施設の運営の質の向上
- (2) 施設職員の専門性の向上
- (3) 自立支援の充実
- (4) 施設類型間のネットワーク・相互連携
- (5) 社会的養護の高度化の計画的推進

## 4. 施設の人員配置の課題

## 5. 社会的養護の整備量のイメージについての論点

# 1. 総論的事項

## (1) 社会的養護の理念について

社会的養護の養育理念を改めて明確化し、関係者で共有し、社会全体での理解を高めていくことが必要

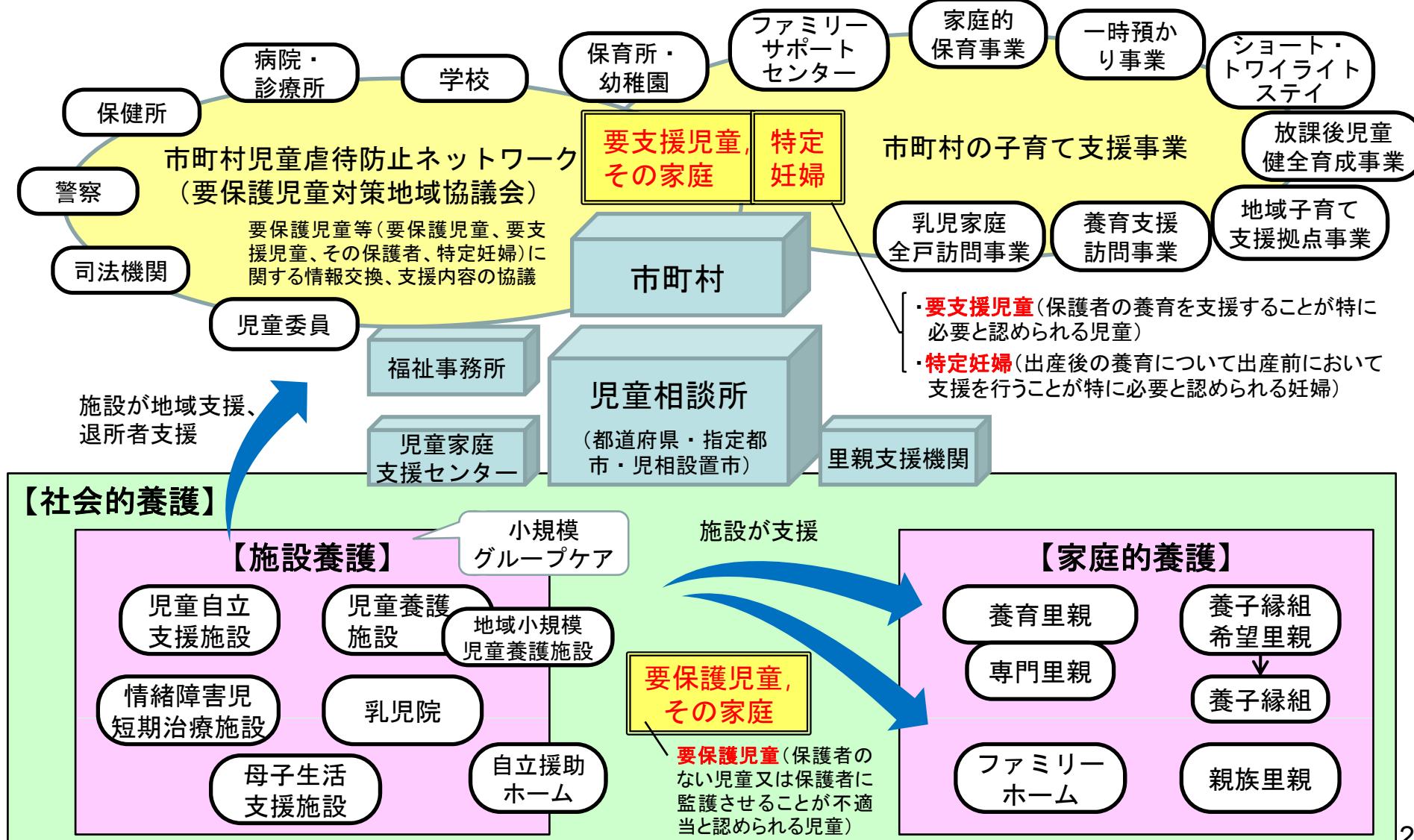
- ◆ 「社会的養護」とは
  - ・社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育すること
- ◆ 「社会的養護における理念」
  - ・社会全体で子どもを育む。子どもの最善の利益のために。
  - ・基本理念を施設最低基準で示すとともに、施設ごとの養育指針等で具体的に明確化
- ◆ 「家庭的養護の推進」
  - ・本来の家庭における養護の支援
  - ・家庭的養護（里親、ファミリーホーム）
  - ・施設養護においても、できる限り家庭的な環境で養育（小規模グループケア、グループホーム）

## (2) 要保護児童・要支援児童に対する施策の全体像について

未定稿

要保護児童に対する社会的養護は、特定妊婦・要支援児童に対する支援施策と連携して考える必要があり、

- ①市町村の子育て支援事業、児童虐待防止ネットワークによる「家庭支援」と、
  - ②都道府県等の児童相談所を中心とした「社会的養護」（施設養護・家庭的養護）
- が密接に連携して推進



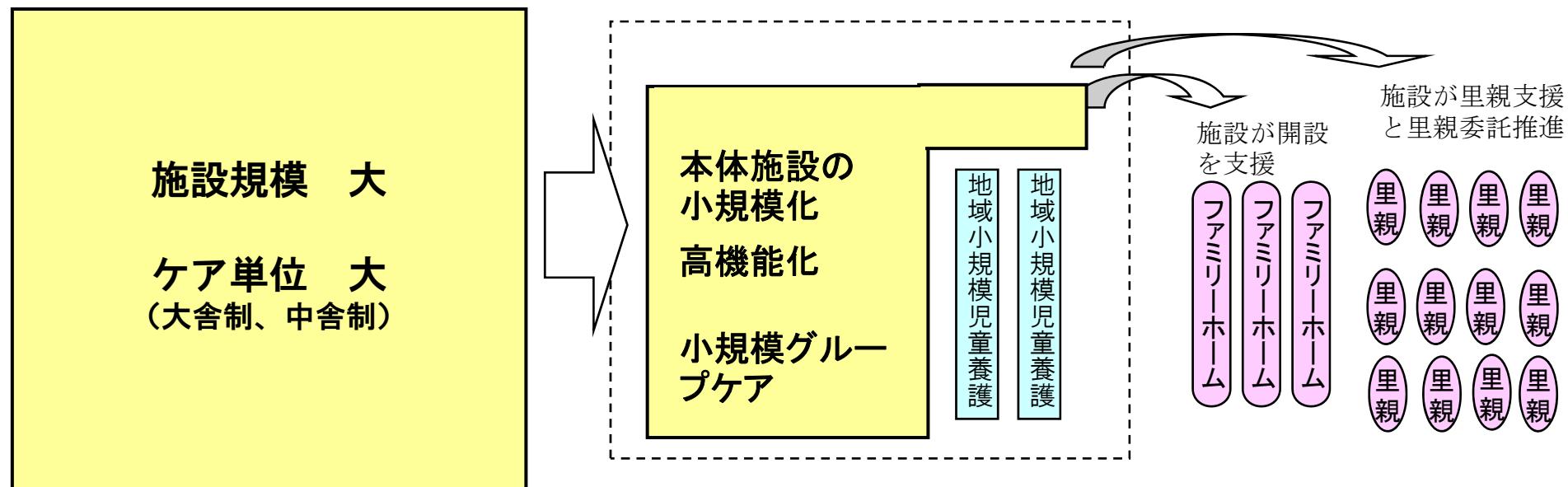
## 2. 社会的養護の各施設等種別ごとの課題と将来像

未定稿

### (1) 児童養護施設の課題と将来像

#### 小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化、高機能化 → 小規模化と併せて人員配置を引上げ
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に



#### 施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

##### 〔課題〕

- ケアの質の向上・専門技術の集積、向上。職員の育成。ケア標準の作成等
- 人員配置の充実・施設は、対応の難しい子どもの割合が一層増え、子ども一人当たりの人員配置を高める必要。また、地域支援やアフターケアのための担当職員の配置も必要。
- ハード面の充実・小規模化に対応した施設の改修

## (参考1)社会的養護における家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

### より家庭的な養育環境

#### 児童養護施設

大舎（20人以上）  
中舎（13～19人）  
小舎（12人以下）

1歳～18歳未満（必要な場合0歳～20歳未満）

職員  
施設長等のほか  
就学児童6:1  
3歳以上4:1  
3歳未満2:1

575か所  
定員34,569人  
現員30,594人

#### 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)  
124か所  
定員3,794人、現員2,968人

#### 小規模 グループケア (ユニットケア)

本体施設において  
小規模なグループ  
によるケアを行う  
1グループ6人  
(6～8人に弾力化)  
職員1名を加配  
21年度458か所  
→26年度目標  
800か所  
(乳児院等を含む)

#### 地域小規模 児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと  
地域の民間住宅などを  
活用し家庭的環境で養育  
定員6名  
職員3名（うち常勤2名）  
21年度190か所  
→26年度目標  
300か所

#### 小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居において  
家庭的養育を行う  
定員5～6名  
養育者及び補助者  
合わせて3名  
21年度49か所  
→26年度目標  
140か所

#### 里親

家庭における養育を里親に  
委託  
4名まで

登録里親数	7,185人
うち養育里親	5,842人
専門里親	548人
養子縁組里親	1,428人
親族里親	342人

委託里親数	2,837人
委託児童数	3,836人
→26年度目標	
養育里親登録	8,000世帯
専門里親登録	800世帯

#### 里親等委託率

$$\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

22年3月末 10.8%  
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）  
養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。

小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

## (参考2)児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

### ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
保有施設数 (N=489)	施設数	大舎	中舎	小舎	小規模 グループ ケア	地域小規 模児童養 護施設	その他 グループ ホーム
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり 定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり 在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり 児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

### ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総 数	569 (100%)

## (2) 乳児院の課題と将来像

未定稿

### 乳児院の役割

- ・言葉で意思表示できず一人では生活できない乳幼児の生命を守り、発達を保障する使命を持つ。
- ・被虐待児・病虚弱児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能を持つ。
- ・早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能を持つ。
- ・乳児については、児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、一時保護機能を持つ。
- ・里親をはじめとする地域の重要な社会資源としての役割を持つ

#### 課題

- ①被虐待・病虚弱・障害など医療・療育の必要な子の増加
- ②かかわりの難しい子の増加
- ③かかわりの難しい保護者を含む支援を必要とする家族の増加
- ④里親及び委託した実親への支援の必要性

#### 将来像

- 養育機能をベースとして次の機能を持つ
- ①リハビリ等を行う医療・療育機能
  - ②虐待等で心が傷ついた乳幼児の治療的機能
  - ③子育て支援機能（育児相談、ショートステイ等）
  - ④親子再統合支援機能（アフターケアを含む）
  - ⑤里親支援機能

### 乳児院における養育単位の小規模化

- ・乳児院は、小規模施設が多い（定員30人以下が66%）
- ・養育単位の小規模化（ユニット化）により、落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムによって、養育担当者との深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

（夜勤が必要な乳児院では、例えば複数グループを1人の夜勤者がみる構造等が必要）

### (3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

未定稿

#### 情短施設の役割

- 虐待経験の影響で心理的な不調をきたしているなど、情緒行動上の問題を持つ児童に心理治療や生活指導を行い、比較的短期間（現在の平均在園期間2年4ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。

※情短施設は、被虐待児が72.5%。また、精神科受診を行っている児童が39.7%、投薬治療を行っている児童が31.9%。

※パニックで暴力をふるう児童の入所も多く、他児への暴力がほぼ毎日あった施設が10施設、職員の暴力がほぼ毎日あった施設が3施設（平成21年9月調査）

※情緒行動上の問題の指標の改善など、概ね良好な治療成績。

#### 今後の課題

##### ①情短施設の設置推進

- 情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要。

##### ②短期入所によるレスパイトとアセスメント機能

- 児童養護施設や里親で不適応を起こしている子どものレスパイトの場所としての利用や、アセスメントのための短期利用も有意義

##### ③外来機能の充実

- 入所前や退所後の支援、家族への支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。

##### ④情短施設の名称

- 情緒障害児という言葉を入所児が嫌がること等から、名称変更が必要との議論がある

## (4) 児童自立支援施設の課題と将来像

未定稿

### 児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、機能面においても、通所機能、家庭環境の調整機能、地域支援機能、アフターケア機能などの充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では処遇困難となつたケースの受け皿としての役割も果たしている。
- 児童自立支援施設は、基本的には開放処遇の中で、職員である実夫婦とその家族が小舎の中に住み込み、家庭的な生活の中で、入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的で特異的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態によって、展開してきた施設であり、現在推進している小規模による家庭的なケアを一世紀以上に渡って実践してきた施設でもある。
- 最近では被虐待経験や発達障害・行為障害を有する等により特別なケアが必要なケースが増加しており、その役割を担うために、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が求められている。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられている。

### 児童自立支援施設の運営と支援の質の一層の向上

- 平成18年2月の「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」にあるように、ケースのニーズに対応するための機能の充実・強化など、課題解決のための対策を講じて、運営と支援の質の向上を図り、将来像の実現に向けた推進が必要。特に
  - ①被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアを要する子どもの支援・援助のための常勤の心理療法担当職員の複数配置や心理療法室・個別対応室の設置などが必要
  - ②施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施し、社会的な要請に応えていくためにも、相談・通所(委託一時保護)機能、アフターケア機能などの自立支援機能の充実・強化が必要
  - ③学校教育の実施が義務付けられたが、未だ実施していない施設が30%もある。入所している子どもの自立支援の上で教育権の保障は極めて重要であり、全施設において学校教育を実施すべく積極的に促進を図ることが必要
  - ④子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援・援助や地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制を確立することが重要
- であり、子どもの抱える問題の複雑さや社会的なニーズに対応していくためには、手厚い人員配置や設備の整備を行うとともに、職員の専門性の向上を図るための養成・研修機能を充実・強化しながら、運営と支援の質をなお一層高めていくことが必要。
- なお、児童自立支援施設は、引き続き公設公営を中心に運営されると見込まれているが、地域主権改革の一環として、公設民営も可能となるよう平成23年度から規定改正されるため、その場合は、運営や支援の質の確保が重要。

## (5) 母子生活支援施設の課題と将来像

### 母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占めるようになり、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

### 今後充実・強化の求められる機能例

#### ①母に対する支援

- ・自己肯定感の回復をはじめ、生活支援、子育て支援、就労支援など総合的な自立支援を行う
- ・幼児期の被虐待体験などで保障されなかった母自身の「育ち」を支援し、良好な母子関係の構築につなげる

#### ②子どもに対する支援

- ・DV被害や虐待を受けた子どもに、関係機関と連携し、生活の基盤を再構築し、学ぶ権利・育つ権利を保障する
- ・自己肯定感や大人への信頼の回復を通じ、暴力によらない人間関係の構築を支援する

#### ③母子支援による親子関係の再構築

- ・虐待などで母子分離に至った場合でも、母子双方の支援を通じて、安全で確実な再統合を行う
- ・母子双方を支援することで家庭を安定させ、「貧困」「虐待」の世代間連鎖を防止する

#### ④地域の母子に対する支援

- ・退所した母子家庭や、地域生活をしている母子家庭に対しても、ショートステイや相談の実施など支援を行う

### 上記の機能を果たすために必要な措置

- ①職員配置の強化と資質の向上、
- ②施設の適正配置と広域利用の確保、
- ③施設間格差の是正

## (6) 自立援助ホームの課題と将来像

### 自立援助ホームの役割

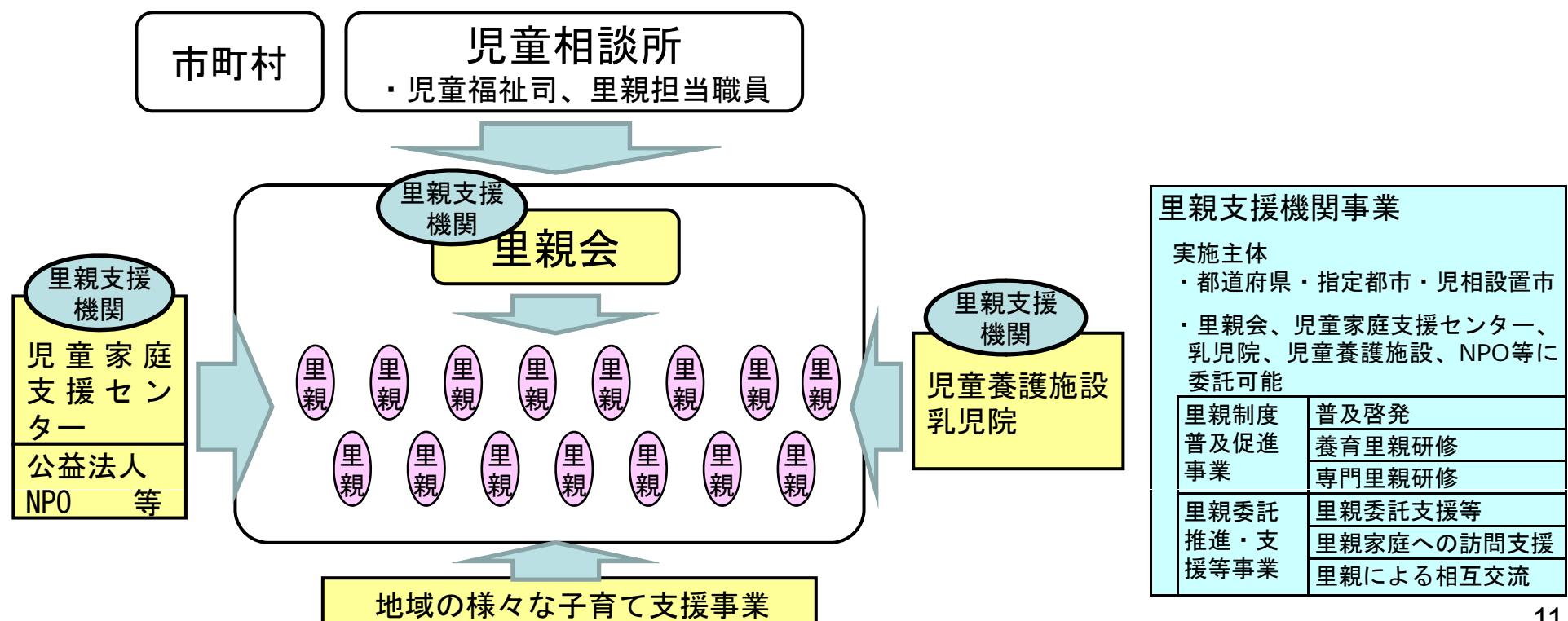
- 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

### 自立援助ホームの今後

- 子ども子育てビジョンで、平成26年度までに160か所を整備（22年10月現在73か所）
- 20歳に達しても自立した生活に課題を抱える者へのアフターケアの支援が課題。
- 自立援助ホームは、ホームごとに様々な特色を持ちながら、実践の取り組みをしており、その特色を生かしていく。
- 児童養護施設の小規模化、自立支援の取り組みの強化を図る中で、自立援助ホームと児童養護施設との関係も変化していくことが見込まれる。

## (7) 里親委託の推進と里親支援機関

- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。
- 里親支援機関は、里親委託の促進とともに、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援を行う役割を持っており、それぞれの特色に応じて、多方面から支援。また、地域の子育て支援事業も活用。
  - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援
  - ・児童家庭支援センターや施設は、児童養護の専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う



## (8) ファミリーホームの課題と将来像

### ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

### ファミリーホームの今後

- 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備（22年10月現在104か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要。
- これまで里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- 養育者の研修の充実や、孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の構築が必要。

## (9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

### 児童家庭支援センターの役割

- 児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。

### 児童家庭支援センターの今後

- 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標となっている。（22年3月末現在78か所）
- 多くは児童養護施設等の施設に附置されており、施設が地域支援を行う機能を果たしているが、単独設置も可能。
- 今後、里親支援の機能の充実を図るとともに、市町村事業との連携が重要。

### 3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

#### (1) 施設の運営の質の向上

- 児童養護施設などについて、施設の運営の質の差が大きいことから、
  - ①各施設種別ごとに、運営理念を示す「指針」と、具体的な「ケア標準」を作成し、
  - ②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を推進

平成23年度に指針とケア標準の作成を開始。  
フィードバックしながら順次改定して高めていく。

##### 施設種別毎の 「養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、検討

##### 「ケア標準（養育標準）」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが築かれてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、指針を具体的な実践の中で行うためのケアの標準を文書化し、現場で生かす

指針やケア標準を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。

##### 「自己点検」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

##### 「第三者評価」の推進

- ・社会福祉共通で行われている第三者評価は、社会的養護の施設では、一部の地域や施設を除き、取り組みが進んでいない。
- ・社会的養護の専門性を踏まえた評価手法や評価機関の育成を図りながら推進する。

## (2) 施設職員の専門性の向上

- 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- 具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置と専門性の向上を推進
- また、各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進

### 基幹的職員の配置（平成21年度～）

- 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

### 職員研修システムの構築

### (3) 自立支援の充実

#### 自立支援の充実のための施策

##### ①自立生活能力を高める養育

- ・児童養護施設における養育は、退所する前に、自立生活に役立つ知識・経験を得られるようを行うことが必要。

##### ②支度費の増額

- ・自立支援のため、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。

##### ③民間の奨学金の活用

- ・民間の奨学金の情報を施設団体において整理し、各施設へ提供

##### ④措置延長の活用

- ・進学や就職の場合でも、生活が不安定な場合は、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長を活用

##### ⑤自立援助ホームの活用

- ・自立援助ホームの整備推進

## (4) 施設類型間のネットワーク（相互連携）

未定稿

各施設類型の特徴を生かしつつ、地域で相互に連携し、全体の充実を図ることが必要

(例)

### ①児童自立支援施設・情緒障害児短期施設

- ・児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする

### ②児童養護施設

- ・児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する

### ③母子生活施設と他の施設

- ・他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じて、親子再統合を図る。

### (参考) 施設類型についてのこれまでの議論について

#### ○ 平成9年改正で、

- ・養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
- ・虚弱児施設の児童養護施設への類型統合

が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。

#### ○ 平成16年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化

- ・乳児院： 2歳未満 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
- ・児童養護施設： 乳児（0歳）を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む

※施設類型の在り方については、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設への改革の意見もあるが、現行法でも、複数の施設類型の併設が可能。

# 社会的養護の施設類型間の連携と体制整備

## 短期の治療的施設

情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う

**都道府県・指定都市  
を単位**

情緒障害児  
短期治療施設  
33カ所→47カ所

児童自立  
支援施設  
58カ所

## 施設養護の拠点施設

家庭的養護で対応できない部分を担うとともに、  
地域の拠点として、家庭的養護を支援

**広域の地域  
を単位**

児童養施設  
575カ所→610カ所

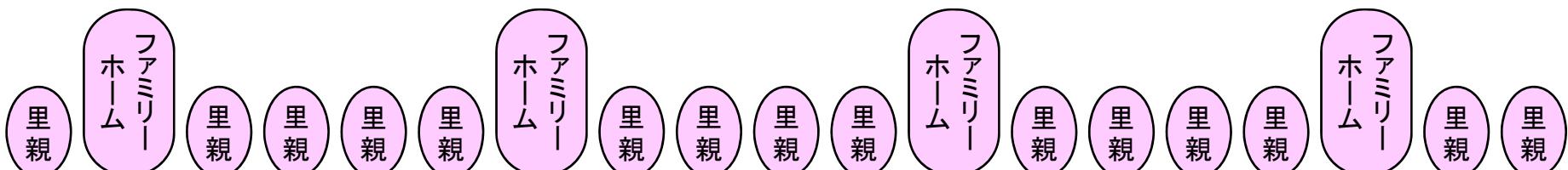
乳児院  
124カ所

母子生活  
支援施設  
272カ所

## 家庭的養護

**各市区町村の  
区域**

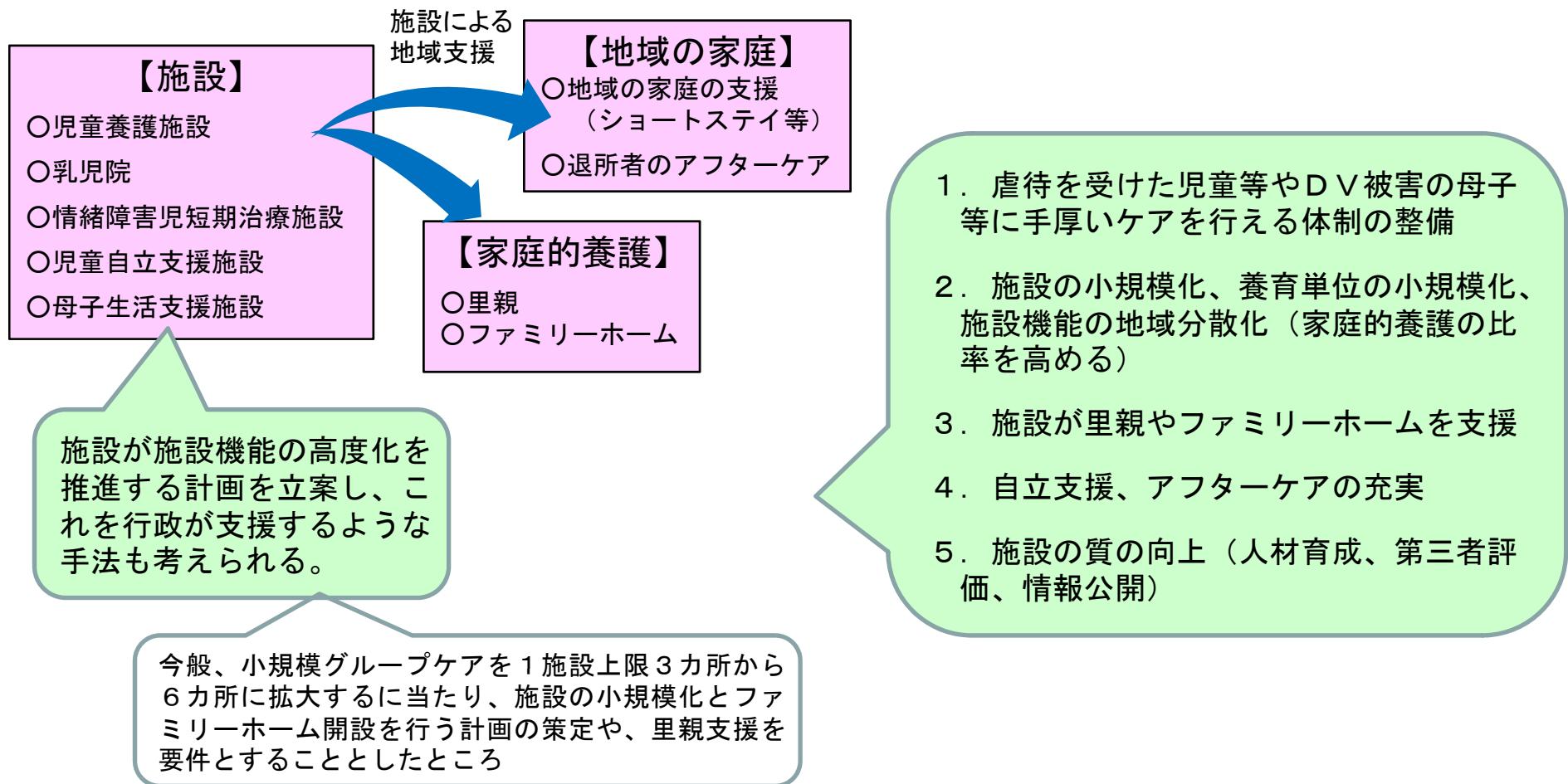
里親、ファミリーホームを、市区町村の区域を単位に確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする



(注)施設数は、平成22年3月末現在。→は子ども・子育てビジョンによる目標数

## (5) 社会的養護の高度化の計画的な推進

- 社会的養護については、①虐待を受けた児童等の増加に対し、手厚いケアを行える体制が不十分、②施設養護が中心であり、里親等の家庭的養護の割合が少ない、③自立支援や退所後のアフターケアが不十分、④施設間の質の格差が大きい、などの諸課題があり、虐待を受けた児童等に対する支援を充実するため、体制の整備が必要。
- このため、施設が施設機能の高度化を推進する計画を策定し、国と自治体が支援するような手法も考えられる。



## 4. 施設の人員配置の課題と将来像

### (1) 直接養育にあたる職員の基本配置の引き上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引き上げが必要となっており、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」の各委員からは、次のような提言がされている。

施設種別	現状（措置費）	委員の改善提案	委員の提案の考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1 小学生以上： 3 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6 : 1は、交代勤務のため1人の職員が15人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアはとうていできない。</li> <li>・施設機能の地域分散化で、今後更に、厳しい課題を抱える子どもの割合が増える。</li> <li>・労働基準法を遵守できる職員配置に</li> </ul>
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院は、虐待、病虛弱児、障害等の医学的・発達的課題がある乳幼児を中心となってきた。</li> <li>・夜勤体制の強化（SIDS対応のための15分 視診、夜間の緊急所及び保護者対応）</li> </ul>
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に必要と考える個別の支援時間から算定</li> </ul>
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 2 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で実質的に2 : 1以上の配置がされている。</li> <li>・最も対応が難しい子どもに対応する施設</li> </ul>
母子生活支援施設	母子指導員： 少年指導員： それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子指導員： 少年指導員・保育士： それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯2人 10世帯以上5世帯増え るにつき1人を加える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者や虐待を受けた児童への対応。</li> <li>・現状では、20世帯で母子指導員・少年指導員合計4名の体制は、交代勤務のため常時1人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、十分なケアができない。</li> <li>・常時複数配置して役割分担できる体制。</li> </ul>

## (2) 新たな加算職員の配置についての委員からの提案

未定稿

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が提案されている。

委員からの提案	<ul style="list-style-type: none"><li>①退所後の自立支援のための相談員の配置</li><li>②里親やファミリーホームの支援を行うための担当職員の配置</li><li>③心理担当職員の全施設必置化。規模が大きい場合の複数配置</li><li>④家庭支援専門相談員を、規模が大きい場合の複数配置</li></ul>
---------	---

# 5. 社会的養護の整備量のイメージについての論点

未定稿

## 社会的養護の児童の全体数

- 社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに概ね1割増の見込を設定。
- 将来人口推計(高位推計)では、その後の10年間で 18歳未満人口の1割縮小が見込まれる。

## 施設数等

- 子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護は610か所、情短施設は47か所に増加と設定。
- その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。
- なお、情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、各県最低1か所となるには更なる増設が必要（児童養護からの転換も見込まれる）

## 里親等委託率

- 里親等委託率は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定。
- 欧米主要国で3割～7割であることを踏まえ、その後の10年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを展望。（ドイツ28.7%、フランス53.0%、イギリス60.0%、アメリカ76.7%）
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、ファミリーホームや里親を大幅に増やして移行させることが必要